

各地方防衛局企画部長
東海防衛支局次長 殿

地方協力局地域社会協力総括課長
(公印省略)

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金等の交付を受ける補助事業等に係る防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムの掲示について (通知)

標記について、防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム使用規程について (防地地 (事) 第 2 6 6 号。令和 3 年 1 1 月 1 8 日。以下「通達」という。) 別紙第 6 に基づき、下記のとおり定めたので、これにより実施されたい。

なお、実施にあたっては、補助金等が防衛施設の安定的な運用に寄与することや駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的としていることの住民等の理解を促進するため、エンブレムの掲示のほか補助金等の目的等を伝えることができるよう補助事業者に求められたい。

記

- 1 地方防衛局企画部長及び東海防衛支局次長 (以下「地方防衛局企画部長等」という。) は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号) 等に基づく補助金等 (通達付図第 2 の属表の左欄に掲げる補助金等に限る。ただし「演習場周辺住宅防音事業補助金」、「防衛施設周辺放送受信事業補助金」及び「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金」を除く。) の交付を受ける者に対して、通達別紙に規定する防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレム (以下「エンブレム」という。) を通達別紙付図第 2 のとおり使用するよう求めるものとする。
- 2 地方防衛局企画部長等は、上記 1 における補助金等の交付を受けて行われた事業について、エンブレムの掲示を含む周辺住民等に対する周知状況を確認し、事業実施年度の翌年度の 5 月 3 1 日までに地域社会協力総括課長に報告するものとする。